

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、令和5年12月20日付け京都市達都住政第24号により以下のとおり命令しましたので、法第22条第13項及び京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和5年12月20日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

松本 瑞希

大阪府大阪市浪速区日本橋5丁目5番20-1002号

2 当該特定空家等の所在地

京都市伏見区西大文字町969番1

3 管理不全状態の内容

当該特定空家等は、法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」である空家等であり、なおかつ、屋根及び外壁の崩落など、劣化が著しく進行しており、建物の倒壊などにより、近隣住民等へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空家等の除却又はこれに相当する措置

(2) 措置の期限

令和6年2月21日

(都市計画局住宅室住宅政策課)